

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 6 年 9 月 日作成)

(平成 2 8 年 1 1 月 日見直)

法令名	家畜改良増殖法
根拠条項	第4条第1項第2号
許認可等の種類	臨時種畜検査
法令の定め	疾病その他のやむを得ない事由によって独立行政法人家畜改良センターが定期に行う検査を受けることができなかった家畜の雄であって、その飼養者において、都道府県知事が臨時に行う検査を受け、種畜証明書の交付を受けているものを当該都道府県の区域内において種付け又は家畜人工授精用精液の採取の用に供する場合。
審査基準	法令の定めに尽くされている (家畜改良増殖法施行規則第6条に基づく疾患が確認されない家畜の雄であること。)
標準処理期間	総期間 48 日・丹 (注：休日は含まない。) 経由機関 日・丹 () 協議機関 34 日・丹 (畜産振興課・告示事務) 処分機関 14 日・丹 (各総合振興局・振興局)
処分担当課	総合振興局・振興局産業振興部農務課 (電話番号：)
申請先	総合振興局・振興局産業振興部農務課 (電話番号：)
問い合わせ先	農政部生産振興局畜産振興課家畜衛生グループ (電話番号：011-204-5441)
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/index.html)

畜産 2 8

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 6年 9月 日作成)

(平成28年11月 日見直)

法令名	家畜改良増殖法
根拠条項	第16条第1項
許認可等の種類	家畜人工授精師の免許
法令の定め	家畜人工授精師になろうとする者は、都道府県知事の免許を受けなければならない。
審査基準	法令の定めに尽くされている 〔 家畜改良増殖法第16条第2項、第3項に該当する者であり、かつ同法第17条の各項に該当しないもの。 〕
標準処理期間	総期間 7日・丹 (注：休日は含まない。) 経由機関 日・丹 () 協議機関 日・月 () 処分機関 7日・丹 (各総合振興局・振興局)
処分担当課	総合振興局・振興局産業振興部農務課 (電話番号：)
申請先	総合振興局・振興局産業振興部農務課 (電話番号：)
問い合わせ先	農政部生産振興局畜産振興課家畜衛生グループ (電話番号：011-204-5441)
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/:index.html)

畜産29

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 6年 9月 日作成)

(平成 28年 11月 日見直)

法令名	家畜改良増殖法
根拠条項	第24条
許認可等の種類	家畜人工授精所の開設の許可
法令の定め	家畜人工授精所を開設しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。 ただし、独立行政法人家畜改良センター又は都道府県が開設する家畜人工授精所については、この限りでない。
審査基準	法令の定めに尽くされている 〔家畜改良増殖法第25条に該当していないことを確認する。 前条の許可は、申請に係る施設が、家畜人工授精又は家畜受精卵移植を的確に、かつ、衛生的に実施するため必要な農林水産省令で定める構造、設備及び器具を備えていない場合には、与えない。 前条の許可は、当該施設の設置の場所が風紀上不適当であるときは、与えないことができる。〕
標準処理期間	総期間 7日・丹 (注：休日は含まない。) 経由機関 日・丹 () 協議機関 日・月 () 処分機関 7日・丹 (各総合振興局・振興局)
処分担当課	総合振興局・振興局産業振興部農務課 (電話番号：)
申請先	総合振興局・振興局産業振興部農務課 (電話番号：)
問い合わせ先	農政部生産振興局畜産振興課家畜衛生グループ (電話番号：011-204-5441)
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/index.html)

畜産30

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 6 年 9 月 日作成)

(平成 2 8 年 1 1 月 日見直)

法令名	家畜改良増殖法施行令
根拠条項	第5条及び第6条第1項
許認可等の種類	種畜証明書の書換交付及び再交付
法令の定め	<p>(種畜証明書の書換交付)</p> <p>第5条 種畜の飼養者は、種畜証明書の記載事項に農林水産省令で定める変更を生じたときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣が交付した種畜証明書については農林水産大臣に、都道府県知事が交付した種畜証明書については当該都道府県知事に、その書換交付を申請することができる。</p> <p>(種畜証明書の再交付)</p> <p>第6条 種畜の飼養者は、種畜証明書を汚し、損じ、又は失ったときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣が交付した種畜証明書については農林水産大臣に、都道府県知事が交付した種畜証明書については当該都道府県知事に、その再交付を申請することができる。</p>
審査基準	<p>法令の定めに尽くされている</p> <p>〔 都道府県知事は、地方の臨時検査に基づいて交付された証明書で、種畜証明書書換交付（再交付）申請書により、書換交付又は再交付の申請があったときは、種畜台帳等と照合し確認する。 〕</p>
標準処理期間	<p>総 期 間 7 日・丹 (注：休日は含まない。)</p> <p>経由機関 日・月 ()</p> <p>協議機関 日・月 ()</p> <p>処分機関 7 日・丹 (各総合振興局・振興局)</p>
処分担当課	総合振興局・振興局産業振興部農務課 (電話番号：)
申請先	総合振興局・振興局産業振興部農務課 (電話番号：)
問い合わせ先	農政部生産振興局畜産振興課家畜衛生グループ (電話番号：011-204-5441)
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/index.html)

畜産31

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 6 年 9 月 日作成)

(平成 2 8 年 1 1 月 日見直)

法令名	家畜改良増殖法施行令
根拠条項	第9条及び第10条第1項
許認可等の種類	家畜人工授精師免許証の書換交付及び再交付
法令の定め	第9条 家畜人工授精師は、家畜人工授精師免許証（以下「免許証」という。）の記載事項に農林水産省令で定める変更を生じたときは、農林水産省令で定めるところにより、免許を与えた都道府県知事に免許証の書換交付を申請することができる。 第10条 家畜人工授精師は、免許を汚し、損じ、又は失ったときは、農林水産省令で定めるところにより、免許を与えた都道府県知事に免許証の再交付を申請することができる。
審査基準	法令の定めに尽くされている 〔 家畜人工授精師免許証書換交付（再交付）申請書により、家畜人工授精師名簿と照合し、確認する。 〕
標準処理期間	総 期 間 1 4 日・丹 （注：休日は含まない。） 経由機関 日・丹 （ ） 協議機関 7 日・丹 （都府県、他の総合振興局・振興局 ） 処分機関 7 日・丹 （各総合振興局・振興局 ）
処分担当課	総合振興局・振興局産業振興部農務課 （電話番号： ）
申請先	総合振興局・振興局産業振興部農務課 （電話番号： ）
問い合わせ先	農政部生産振興局畜産振興課家畜衛生グループ（電話番号：011-204-5441）
備考	（公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/index.html ）

畜産32